

重要! オンライン資格確認が開始しました!

延期になっていたオンライン資格確認等システムの本格的な運用が、令和3年10月20日より開始しました。マイナンバーカードを利用することにより、様々なメリットが受けられます(コクホっとジャーナル2021年3月号参照)。健康保険証の提示が不要になることに加え、これまで書類による申請が必須だった**限度額適用認定証の申請が不要になる**こともおぼえておきましょう。

オンライン資格確認のメリットをおさらい!



結婚や引っ越しなどで生活環境が変わっても、健康保険証としてそのまま利用できます!
※役所への各種届出や保険者への資格変更手続きは必要となります。

マイナポータル(自分の個人番号に関する情報にアクセスできるオンラインサービス)を利用して、確定申告の医療費控除が簡潔になります!



過去の受診記録に基づいた特定健診や薬の情報を一括データ管理しているため、初めて利用する医療機関でもスムーズに受診ができます!

入院などで高額な治療費がかかった時、限度額適用認定証等を提示することが原則不要となり、窓口での支払いが一定上限額となります!
※事前の限度額適用認定申請も不要です。



限度額適用認定申請が不要になります！

これまでは入院などで高額な治療費がかかる場合、事前に組合へ限度額適用認定申請を行い認定証の発行を受け、医療機関等の窓口で認定証を提示して精算を行い、支払いを自己負担限度額におさめる仕組みになっていました。オンライン資格確認を利用すれば、**事前の申請や認定証の提示などの手間がなくなる**ので、被保険者の方にとって大きなメリットがあります。なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は保険証と限度額適用認定証を窓口を持参することで従来どおり受診できます。

これまでの限度額適用認定証発行までの手続き

- ① 限度額適用認定申請書への記入
- ② 本人確認書類(免許証・パスポートなど)の準備
- ③ 組合へ申請書類一式を送付
- ④ 組合で適用区分判定・限度額適用認定証の発行
- ⑤ 限度額適用認定証の受け取り
- ⑥ 医療機関等の窓口で限度額適用認定証を提示

 **これらがすべて不要に！**

認定証の手続きって
手間がかかりますよね



マイナンバーカードの利用はどこでもできるの？

マイナンバーカードを利用した受診ができる医療機関は徐々に増えつつありますが、全ての医療機関での利用は令和5年3月末を目標としています。まだ全ての医療機関で利用できるわけではないので、マイナンバーカードを利用される方は、ご自身が受診される医療機関にオンライン資格確認が導入されているかどうかを事前に確認しておくようにしましょう。



オンライン確認が普及することにより、窓口の手続きがより簡単・便利になります



※オンライン資格確認を導入済みの医療機関については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
厚生労働省 HP アドレス → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考：厚生労働省